

業 務 概 要 書

	業務件名	荻窪税務署移転改修（18）工事監理業務
業務概要	1) 業務履行場所	東京都杉並区荻窪5丁目15-13
	2) 業務種別	建築関係建設コンサルタント業務
	3) 当該業務の概要	<p>・ 関東地方整備局管内 荻窪税務署移転改修工事における工事監理業務</p> <p>【用途・構造・延べ面積】 用 途 : 庁舎 構 造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 延べ面積 : 約7,500m²</p> <p>【対象工事】 荻窪税務署（18）移転建築改修工事 荻窪税務署（18）移転電気設備改修工事 荻窪税務署（18）移転機械設備改修工事</p>
	4) 契約方式	一般競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型））
	5) 契約予定時期	平成30年6月（下旬）
	6) 予定履行期間	契約締結の翌日 ～ 平成31年3月29日
競争参加資格の考え方	(1) 競争参加者に要求される資格	<p>① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 （会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）</p> <p>③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録を行っていること。</p> <p>④ 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。</p> <p>⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。</p> <p>⑦ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと （入札説明書参照）</p> <p>なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。</p>

(2) 競争参加資格確認申請者に関する要件

①本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。主たる分担業務分野の再委託は認めない。

②構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、競争参加資格確認申請者又は再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所（以下、「協力事務所」という。）が、他の競争参加資格確認申請者の協力事務所となっていないこと。

③再委託先である協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

④次に示す本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者又はそれらと資本若しくは人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと。

なお、本業務の対象となる工事の受注者が経常建設共同企業体である場合は、本業務の対象となる工事に経常建設共同企業体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

(i) 本業務の対象となる工事の受注者

荻窪税務署（18）移転建築改修工事 : 未定

荻窪税務署（18）移転電気設備改修工事 : 未定

荻窪税務署（18）移転機械設備改修工事 : 未定

(ii) (i) の工事に係る設計業務等の受託者

:(株)東畑建築事務所

(3) 配置予定技術者等に関する要件

①管理技術者及び主たる分担業務分野（建築分野）の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。

②管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。

③管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（建築分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）は、それぞれ1名であること。

④管理技術者は、記載を求める建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者の両方又は一方との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。

なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。

⑤記載を求める建築分野主任担当技術者と構造分野主任担当技術者との兼任を認める。

なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。

⑥管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、次に示す同種又は類似業務について、平成20年4月1日以降に施設（工事）が完成した業務（申請書の提出期限現在）において1件の実績を有さなければならない。（民間施設を対象とした業務実績も可とする）

(i) 同種業務 : 次の(ア)から(ウ)の条件を満たす施設を対象とした、
a) 又は b) のいずれかの業務。

(ア) 規模 : 新築又は増築部の延べ面積 3,500㎡以上

(イ) 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 または 鉄骨造

(ウ) 用途 : 1) 庁舎

2) 事務所

3) 複合用途施設（1棟で1）または2)の用途と認められる部分が(ア)の床面積以上ある建物）

※複合用途施設とは、1棟に複数の用途が含まれており、床や壁などで明確に区分されている施設をいう。当該用途部分の面積の

		<p>算定に当たっては、共用部分の面積も含む。</p> <p>a) <u>設計業務（実施設計のみでもよい）を含む工事監理業務</u></p> <p>b) <u>工事監理業務</u></p> <p>ただし、完成した新築、増築又は内装改修（ただし塗装改修のみは除く）を対象とした業務とする。</p> <p>(ii) <u>類似業務</u>：次の(ア)及び(イ)の条件を満たす施設を対象とした、a)、b)又はc)のいずれかの業務。</p> <p>(ア) 規模：新築又は増築部の延べ面積 1,500㎡以上</p> <p>(イ) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 また鉄骨造</p> <p>a) <u>設計業務（実施設計のみでもよい）を含む工事監理業務</u></p> <p>b) <u>工事監理業務</u></p> <p>c) <u>設計業務（実施設計のみでもよい）</u></p> <p>ただし、完成した新築、増築又は内装改修（ただし塗装改修のみは除く）を対象とした業務とする。</p>
総合評価に関する考え方	落札者の決定方法	<p>①入札参加者は、「価格」及び「資格及び技術力」、「業務の実施方針等」、「履行確実性」をもって入札し、予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>②本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」である。</p>
	業務の実施方針等	<p>業務への取組体制、工事監理チームの特徴、対象工事内容を反映した特に重視する工事監理上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。</p>
スケジュール		<p>入札公告：平成30年 5月10日</p> <p>申請書の受領期間：平成30年 5月25日</p> <p>競争参加資格の確認結果の通知日：平成30年 6月12日</p> <p>開札予定日：平成30年 6月21日</p>